



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・道路の区域変更(2件)	道 路 維 持 課
・道路の供用開始(4件)	”
○長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものの一 部改正	会 計 課
・指定納付受託者の指定	”
◎ 公 告	
・換地計画の決定	農 村 整 備 課
◎ 有明海自動車航送船組合告示	
・有明海自動車航送船組合議会令和5年第1回定例会の招集	有明海自動車航送船組合

## 規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第3号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(現金の収納) 第30条 略 2及び3 略 4 第1項の場合において、あらかじめ告示したものについては、現金領収証書に代えて、入場券、切符、 <u>金銭登録機及び決済端末(入出力装置を含む。)</u> で印書したものを交付することができる。ただし、納入義務者が現金領収証書の交付を請求したときは、同項の規定による現金領収証書を交付しなければならない。 5～7 略 (指定納付受託者)	(現金の収納) 第30条 略 2及び3 略 4 第1項の場合において、あらかじめ告示したものについては、現金領収証書に代えて、入場券、切符及び金銭登録機で印書したものを交付することができる。ただし、納入義務者が現金領収証書の交付を請求したときは、同項の規定による現金領収証書を交付しなければならない。 5～7 略 (指定納付受託者による納付)

<p>第37条の3 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)に歳入(歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。)を納付させようとする場合は、当該指定納付受託者との間に書面をもって納付事務の取扱いに関する契約等を締結しなければならない。</p> <p>(指定納付受託者による納付)</p> <p>第38条の2 指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、知事が指定する期日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。</p> <p>(繰替払)</p> <p>第63条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、次の各号に掲げる経費とし、その支払について繰り替えて使用することができる収入金は、それぞれ当該各号に定める収入金とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 指定納付受託者が収納する収入金の取扱いに係る手数料 当該収入金</p>	<p>第37条の3 法第231条の2の3の指定納付受託者に歳入を納付させようとする場合は、当該指定納付受託者との間に書面をもって納付事務の取扱いに関する契約等を締結しなければならない。</p> <p>(繰替払)</p> <p>第63条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、次の各号に掲げる経費とし、その支払について繰り替えて使用することができる収入金は、それぞれ当該各号に定める収入金とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が収納する収入金の取扱いに係る手数料 当該収入金</p>
---	---

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第52号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
社会福祉法人十善会 十善会病院	長崎市淵町20番5号	令和5年2月1日	令和8年1月31日
社会医療法人長崎記念病院	長崎市深堀町1丁目11番地54	令和5年2月1日	令和8年1月31日
医療法人保善会 田上病院	長崎市田上2丁目14番15号	令和5年2月1日	令和8年1月31日
長崎掖済会病院	長崎市樺島町5番16号	令和5年2月1日	令和8年1月31日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 済生会長崎病院	長崎市片淵2丁目5番1号	令和5年2月1日	令和8年1月31日
社会医療法人春回会 井上病院	長崎市宝町6番12号	令和5年2月1日	令和8年1月31日
長崎大学病院	長崎市坂本1丁目7番1号	令和5年2月1日	令和8年1月31日
医療法人外海弘仁会 日浦病院	長崎市下黒崎町1402番地	令和5年2月1日	令和8年1月31日
国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院	佐世保市島地町10番17号	令和5年2月1日	令和8年1月31日

社会医療法人財団白十字会 佐世保中央病院	佐世保市大和町15番地	令和5年2月1日	令和8年1月31日
地方独立行政法人 北松中央病院	佐世保市江迎町赤坂299番地	令和5年2月1日	令和8年1月31日
長崎百合野病院	西彼杵郡時津町元村郷1155番地2	令和5年2月1日	令和8年1月31日
市立大村市民病院	大村市古賀島町133番地22	令和5年2月1日	令和8年1月31日
独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	大村市久原2丁目1001-1	令和5年2月1日	令和8年1月31日
独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター	東彼杵郡川棚町下組郷2005-1	令和5年2月1日	令和8年1月31日
社会医療法人三校会 宮崎病院	諫早市久山町1575-1	令和5年2月1日	令和8年1月31日
諫早記念病院	諫早市天満町2番21号	令和5年2月1日	令和8年1月31日
独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院	諫早市永昌東町24番1号	令和5年4月1日	令和8年3月31日
愛野記念病院	雲仙市愛野町甲3838番地1	令和5年3月29日	令和8年3月28日
公立小浜温泉病院	雲仙市小浜町マリーナ3番2	令和5年3月1日	令和8年2月28日
平戸市立生月病院	平戸市生月町山田免2965番地	令和5年2月1日	令和8年1月31日

**長崎県告示第53号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 383号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市上中津良町字平石522番口地先から 平戸市上中津良町字平石523番1地先まで	前	36.0~38.2	8.1	
	後	35.3~37.9	8.1	

**長崎県告示第54号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市指方町2734番3地先から 佐世保市指方町2721番2地先まで	前	30.5～56.8	138.5	
	後	30.5～53.3	138.5	

**長崎県告示第55号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 愛野島原線	島原市上の原三丁目6201番1地先から 島原市上の原三丁目6571番1地先まで	令和5年1月31日

**長崎県告示第56号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市上中津良町字平石524番1地先から 平戸市上中津良町字平石523番1地先まで	令和5年1月31日

**長崎県告示第57号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆敷美津島線	対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先から 対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先まで	令和5年1月31日

**長崎県告示第58号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 巖原豆酸美津島線	対馬市巖原町尾浦字家ノ隈167番19地先から 対馬市巖原町尾浦字家ノ隈167番19地先まで	令和5年1月31日

**長崎県告示第59号**

長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するもの（昭和40年長崎県告示第407号）の一部を次のように改正し、令和5年2月1日から適用する。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																		
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。	長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金の名称</th> <th>現金領収証書に代えて交付するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31 長崎県証紙条例施行規則第2条第3項に規定する県央振興局長が現金を収納する場合の手数料（県央振興局税務部島原出張所に係るものを除く。）</td> <td>別表第27の領収証書</td> </tr> <tr> <td>32及び33 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>34 長崎県証紙条例施行規則第2条第3項に規定する長崎振興局長が現金を収納する場合の手数料及び県民センターにおける行政資料の複写代</td> <td>別表第30の領収証</td> </tr> </tbody> </table>	収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの	1～30 略		31 長崎県証紙条例施行規則第2条第3項に規定する県央振興局長が現金を収納する場合の手数料（県央振興局税務部島原出張所に係るものを除く。）	別表第27の領収証書	32及び33 略		34 長崎県証紙条例施行規則第2条第3項に規定する長崎振興局長が現金を収納する場合の手数料及び県民センターにおける行政資料の複写代	別表第30の領収証	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金の名称</th> <th>現金領収証書に代えて交付するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31 長崎県証紙条例施行規則第2条第2項に規定する長崎振興局長及び県央振興局長が現金を直接収納する場合の手数料（県央振興局税務部島原出張所に係るものを除く。）</td> <td>別表第27の領収証書</td> </tr> <tr> <td>32及び33 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの	1～30 略		31 長崎県証紙条例施行規則第2条第2項に規定する長崎振興局長及び県央振興局長が現金を直接収納する場合の手数料（県央振興局税務部島原出張所に係るものを除く。）	別表第27の領収証書	32及び33 略	
収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの																		
1～30 略																			
31 長崎県証紙条例施行規則第2条第3項に規定する県央振興局長が現金を収納する場合の手数料（県央振興局税務部島原出張所に係るものを除く。）	別表第27の領収証書																		
32及び33 略																			
34 長崎県証紙条例施行規則第2条第3項に規定する長崎振興局長が現金を収納する場合の手数料及び県民センターにおける行政資料の複写代	別表第30の領収証																		
収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの																		
1～30 略																			
31 長崎県証紙条例施行規則第2条第2項に規定する長崎振興局長及び県央振興局長が現金を直接収納する場合の手数料（県央振興局税務部島原出張所に係るものを除く。）	別表第27の領収証書																		
32及び33 略																			

別表第29の次に次の1表を加える。

別表第30

年 月 日
領 収 書
様

¥		
税抜金額		¥
消費税		¥
税率 %		¥
(内消費税)		¥
税率 %		¥
(内消費税)		¥
上記正に領収しました。		
印刷面を内側に折って保管願います。		
但し		
長崎県		

備考 用紙の寸法は、横8センチメートルとする。

#### 長崎県告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、歳入等の納付事務に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定年月日  
令和5年2月1日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称  
福岡県福岡市西区姪浜駅南1丁目7番1号  
株式会社F F Gカード

## 公 告

### 換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業山田原第2地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

山田原第2地区換地計画書

2 縦覧期間

令和5年1月31日から令和5年2月20日まで

3 縦覧場所

平 日：雲仙市役所 農林水産部 農漁村整備課

土日祝日：雲仙市役所 当直室

---

## 有明海自動車航送船組合告示

---

### 有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会令和5年第1回定例会を令和5年2月8日午後0時45分島原市に招集する。

令和5年1月31日

有明海自動車航送船組合

管理者 栗林 堅一郎

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四

印刷所  
長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト